

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金）午前8時52分から午前9時45分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（12名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 5名 |
| 推進委員 | 7名 |
4. 欠席委員（1名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 1名 |
|------|----|
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第25号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第27号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程8 議第28号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第29号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 議第30号 非農地証明願に対する認定について
 - 日程11 議第31号山江村農用地利用集積計画（第4次）に対する意見決定について
 - 日程12 議第32号山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について

いて

 - 日程13 その他
 - 日程14 今後の行事
 - 日程15 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | <p>それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は5名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年5月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>(会長挨拶)</p> |
| 事務局長 | <p>次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 事務局長 | <p>はい。ないようですので次に進みます。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、2番会長職務代理者をお願いいたします。次に日程5、議第25号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>はい。それでは、議第25号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第25号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請内容について説明)4ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、借り手の体調不良の為であります。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。</p> |

6 番農業委員

はい。解約後の予定とかは言ってらっしゃるんですか。

事務局長

今、合意解約をして、来月の案件です。一応上がってくることはなっておりますが、ただ全部がですね、まだ見つかっておりませんので、今後についても見つけながらですね進めていきたいというふうになっております。

6 番農業委員

はい。ありがとうございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第 25 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

議長

はい。全員挙手により、議第 25 号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程 6、議第 26 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約の承認について」。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 26 号について説明をいたします。総会資料の 5 ページをお開きください。議第 26 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 66 条の 1 項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求めます。令和 5 年 5 月 12 日提出、山江村農業委員会会長。6 ページから 7 ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請内容について説明)。8 ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は今後、公社への借り換えの為

となっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ないようですので、それでは、採決をいたします。議第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第26号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第27号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第27号について説明をいたします。総会資料の9ページをお開きください。議第27号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め、令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。10ページから12ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請内容について説明)。13ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、新たな受け手との調整の結果となっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員の方、推進委員の方、質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。議第27号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第27号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程8、議第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第28号についてご説明いたします。総会資料の14ページをお開きください。議第28号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。15ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇〇市の方、譲受人も〇〇市の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が1,780㎡でございます。総額は兄弟関係である為に贈与となっており、経営計画等の内容につきましては記載のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては21ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、申請者の譲渡人及び譲受人及び担当農業委員と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。5月8日午前10時20分より立会いをしております。立会い

には譲渡人、受け人と事務局長と担当推進委員と私の5名で行っております。場所はですね、18ページの写真で言いますと、(申請地所在について説明)。田んぼの写真は20ページの写真であります、一部耕作放棄地となっておりますが、田植えの準備も綺麗にされておりました。あと、畑の方は18ページの左手の方に赤いマークで囲ってある所なんです、これも〇区信号機から〇〇方面に1キロ程行ったところの右手にある畑になります。ここはですね19ページの写真を見ていただくと栗を植樹してありまして、草払いもして綺麗に管理されておりました。あと、先ほども説明にありましたが、譲渡人の方が高齢で体の調子が悪く、弟さんの譲受人の方が今後、管理をされていくということでした。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。議第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第28号は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程9、議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対す

る意見決定について」に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時10分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第29号についてご説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。議第29号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。23ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人が〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。面積が2,549㎡でございます。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。24ページから25ページが申請書の写し、26ページから27ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、28ページの調査書のとおりとなっておりますのでご覧ください。なお、現地調査につきましては、申請者の譲渡人及び譲受人及び担当委員の、この日は会長に代わってですね、会長職務代理者と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者から補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

それではご説明いたします。5月8日9時20分、出し手の方と譲受人、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現状では栗が数本植えてありまして、この入りが説明しにくいんですけども、この資材置き場が山林を埋められて作られたということで、ここが傾斜になっております。傾斜も含めての今回、譲り受けられる面積だそうです。今後、何年かは栗を作っていきたいということでもあります。現地も綺麗に草払い等されていて、問題はないと思います。その金額は話し合いの結果だそうですので、審議の方をよろしく願います。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 〇〇農業委員との関係は〇〇ですか。

事務局長 〇〇です。

6番農業委員 はい。

議長 事務局長からお願いします。

事務局長 はい。今回の件につきましては、先月の総会の時の折に決定いただきました、下限面積の撤廃ですね、その案件でございます。特にこれが面積の3,000㎡ですね、ございません。これまで全然土地を持っておられない方が今回買われたという案件でございます。内容について確認をしましたところ、先ほど代理者の方からありました様にですね、栗が数本植えてありまして、今後ですね野菜等もちょっと作りたいと。現地がですね、草払い等ちょっとされておりましたけれども、今後は農地としても活用していきたいというようなことの申請になっておりますので、今回提案させていただいたものであります。以上でございます。

議長 他に質疑・意見等ありませんか。

 (なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

 (なしの声)

議長 はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

 (なしの声)

議長

ないようですので、それでは、採決をいたします。議第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第29号は原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時17分

議長

次に日程10、議第30号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第30号につきまして説明をいたします。総会資料の29ページをお開きください。議第30号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。30ページが非農地証明願の写しです。(申請地所在について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはこちらのとおりとなっております。33ページに調査報告書を、31ページから32ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみています。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。5月8日月曜日、午前10時より立会いを行っております。立会いには所有者の代理の方、娘さんですけれども、その方と事務局長、担当推進委員、私の4名で行っております。場所はですね、31ページの写真で言いますと、(場所について説明)。32ページの写真を見ただけだと、20年以上近く耕作をされていない場所でありまして、雑草や木がそのまま生えております。この場所がですね、機械の搬入口もないような場所です。持ち主の方も農家でもなく機械も持っていらっしゃらないので、農地としてではなく別の形で利用したらどうかなと考えております。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程 11、議第 31 号「山江村農用地利用集積計画（第 4 次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 31 号についてご説明いたします。総会資料の 34 ページをお開きください。議第 31 号「山江村農用地利用集積計画（第 4 次）に対する意見決定について」令和 5 年山江村農用地利用集積計画（第 4 次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和 5 年 5 月 12 日提出、山江村農業委員会会長。35 ページから 36 ページが意見書の写し。37 ページが総括表となっております。38 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は 10 年、公社と借り手も 10 年の契約となっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目、面積等

が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件の総面積は2,851㎡でございます。40ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっており、前頁の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて、39ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは新規設定が1件です。案件の総面積が3,980㎡でございます。合計2件、6,831㎡が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の41ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。42ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。44ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。45ページから46ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長職務代理者と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者から補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それでは説明いたします。5月8日9時より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現状ですけど、受け手の方が5年程前から借りておられて牧草とか飼料米とかを作っておられたんですけど、今回公社を通して契約をするということで、現状は〇〇を植えてらして、終わったら今度は飼料米を植えるということでやられるそうです。認定農業者でもありますし、問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。職務代理者が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで職務代理者の退席を求めます。

職務代理者退席（9時31分）

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の47ページをご覧ください。賃借権の新規設定の申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手も〇区の方でございます。48ページをご覧ください。（申請内容について説明）。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。50ページから51ページまでに地籍図・現況写真を、52ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。5月8日9時40分より、事務局長、担当推進委員、貸し手の方、借り手の方、そして私の5名で行っております。現地としましては、〇〇の所をすぐ左に行って、右に行った所でございますけれども、面積は約2反あるわけでございます。1枚は現在、を作付けしてありまして、そのすぐ隣に1枚あるわけでございます。その1枚は交互にを作付けしたいという事でありますので何の心配もな

いと思うわけでございます。1枚は昨年借りていた人が亡くなったというわけで、作付けを頼まれたということでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

(職務代理者着席) 9時36分

議長 次に日程12、議第32号「山江村農用地利用集積等促進計画(第1次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 それでは、議第32号について説明をいたします。総会資料の53ページをお開きください。議第32号「山江村農用地利用集積等促進計画(第1次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積等促進計画(第1次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年5月12日提出、山江村農業委員会会長。54ページから55ページが意見書の写し。56ページが総括表となっております。57ページの利用権の設定等状況

一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手は約5年の契約となっておりますけれども、今後は、再配分（更新含む）として、最初の借り手の方と別の借り手の方が契約する場合は、今後は、農用地利用集積等促進計画となります。今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は3,116㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。58ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は4.7ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。60ページから61ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に5月8日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは、説明いたします。これも、5月8日9時55分より現地調査を行っております。貸し手の方、借り手の方そして事務局長、担当推進委員、私の5名で行ったわけでございます。現地としましては、先ほど局長が申しましたように、〇〇のすぐ後ろでありますけれども、約3反ぐらいあるわけでございます。現在、田植え前の中鋤きをしていらっしゃるしまして、綺麗にしてあるわけでございますけれども、今月中に田植えをするということでした。貸し手の方は高齢で、借り手の方が見つけて良かったと言ってらっしゃいました。借り手の方は勤めながら農作業を行って農機具は一式揃えているわけでございますけれども、お金を払うときは、いる物だけと言ってました。これも農業公社を通してありますので何の心配もないと思います。以上でございます。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 13「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録簿について
○農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について

議長

それでは次に、日程 14「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 15「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会 5 月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和5年5月12日(金)午前9時45分終了

議長_____

委員_____

委員_____